

主 文

被告人を懲役2年に処する。

未決勾留日数中40日をもその刑に算入する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、事務用品の販売等を業とする株式会社Aの代表取締役であったもの、分離前相被告人Bは、a町建設課建設係主任として、道路建設の企画に関する業務等に従事していたものであるが、被告人は、Bと共謀の上、

第1 別表1記載のとおり、令和4年7月11日、真実は、a町建設課の消耗品としてAからトナーカートリッジの納品を受けた事実がなく、その代金をAに支払う必要がないのに、これらがあるように装い、群馬県吾妻郡（住所省略）所在のa町役場建設課において、請求金額合計18万9274円等を内容としたA代表取締役被告人作成名義の内容虚偽の請求書2通を同課職員に提出し、情を知らない同課職員をして、同町がAに対し同請求書2通に記載の各トナーカートリッジの代金を支出負担すべき旨を記載した支出負担行為兼支出命令票2通を作成させてこれらを同課課長Cに提出させ、前記Cに、同課の消耗品としてAから前記請求書2通に記載の各トナーカートリッジの納品を受け、その代金をAに支払う必要があるものと誤信させてその旨の支出負担決定及び支出命令をさせ、同町会計管理者Dをして、これらに従った支出手続を行わせ、よって、同年8月5日、株式会社E銀行b支店に開設されたA名義の預金口座に合計18万9274円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた（令和6年11月1日付け起訴状記載の公訴事実）

第2 別表2記載のとおり、令和5年8月21日及び同月23日の2回にわたり、真実は、a町建設課の消耗品としてAから事務用品の納品を受けた事実がなく、その代金をAに支払う必要がないのに、これらがあるように装い、前記a町役

場建設課において、請求金額合計 5 万円等を内容とした A 代表取締役被告人作成名義の内容虚偽の請求書 2 通を同課職員に提出し、情を知らない同課職員をして、同町が A に対し同請求書 2 通に記載の各事務用品の代金を支出負担すべき旨を記載した支出負担行為兼支出命令票 2 通を作成させてこれらを同課課長 C に提出させ、前記 C に、同課の消耗品として A から前記請求書 2 通に記載の各事務用品の納品を受け、その代金を A に支払う必要があるものと誤信させてその旨の支出負担決定及び支出命令をさせ、同町会計管理者 D をして、これらに従った支出手続を行わせ、よって、同年 9 月 5 日及び同月 15 日の 2 回にわたり、前記 A 名義の預金口座に合計 5 万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた（令和 6 年 10 月 16 日付け起訴状記載の公訴事実）

第 3 別表 3 記載のとおり、令和 6 年 3 月 15 日頃から同年 7 月 12 日頃までの間、4 回にわたり、真実は、a 町建設課の消耗品として A から事務用品の納品を受けた事実がなく、その代金を A に支払う必要がないのに、これらがあるように装い、前記 a 町役場建設課において、請求金額合計 18 万 1874 円等を内容とした A 代表取締役被告人作成名義の内容虚偽の請求書 4 通を同課職員に提出し、情を知らない同課職員をして、同町が A に対し同請求書 4 通に記載の各事務用品の代金を支出負担すべき旨を記載した支出負担行為兼支出命令票 4 通を作成させてこれらを同課課長 C ほか 1 名に提出させ、前記 C ほか 1 名に、同課の消耗品として A から前記請求書 4 通に記載の各事務用品の納品を受け、その代金を A に支払う必要があるものと誤信させてその旨の支出負担決定及び支出命令をさせ、同町会計管理者 F ほか 1 名をして、これらに従った支出手続を行わせ、よって、同年 4 月 5 日から同年 8 月 5 日までの間、4 回にわたり、前記 A 名義の預金口座に合計 18 万 1874 円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた（令和 7 年 3 月 7 日付け起訴状記載の公訴事実）

ものである。

（量刑の理由）

本件は、従前からa町建設課に事務用品等を納入していた会社の代表者であった被告人が、同課の職員であった共犯者と共謀の上、被告人が作成した架空の請求書を同課に提出するなどして、8回にわたり、公金を詐取した事案である。

本件各犯行全体についてみると、被告人らは、a町では10万円未満の消耗品を購入する場合には見積書を取らずに随意契約で購入できるなど簡略な手続で決裁されることを悪用し、消耗品名目の架空の請求書を作成して役場に提出し、被告人の経営する会社名義の口座に請求書記載の金額の支払をさせる行為を繰り返したのであって、巧妙かつ常習的な犯行である。

詐取金が専ら共犯者の私物の購入に当てられていたことなどに照らせば、本件各犯行を主導したのは共犯者であるといえるものの、本件各犯行に必要不可欠な請求書を準備した被告人の役割は重要である。被告人は、取引先の町役場の職員である共犯者が被告人よりも絶対的に立場が上であったから断ることができずに犯行に及んだ旨供述するが、被告人も共犯者の不興を買って取引関係を切られたくないという会社の利益のために犯行を繰り返したのであり、犯行に至る経緯に大きく酌むべき点があるとはいえない。

そうすると被告人の刑事責任を軽く見ることはできないが、被告人が捜査段階から本件各犯行を認めて反省の態度を示していること、共犯者が被害者に弁償したことに加え、被告人も被害者に弁償等をしていること、被告人は正式裁判を受けるのは今回が初めてであること、被告人の妻が被告人を監督する旨誓っていることなどの被告人に酌むべき事情も認められるので、これらの事情を総合考慮し、被告人に対しては、主文の刑に処した上、今回に限り、その刑の執行を猶予することとした。

(求刑 懲役2年)

令和7年10月22日

前橋地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 山下博司

裁判官 黒田真紀

裁判官 小川 梢